

令和 6 年第 4 回臨時会

孺 恋 村 議 会 会 議 録

令和 6 年 7 月 29 日 開会

令和 6 年 7 月 29 日 閉会

孺 恋 村 議 会

令和6年第4回婦恋村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (7月29日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○閉議及び閉会の宣告	11
○署名議員	13

令和 6 年 第 4 回 臨時 村 議 会

(第 1 号)

令和6年第4回嬭恋村議会臨時会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年7月29日（月）午前10時01分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第42号 令和6年度嬭恋村一般会計補正予算（第2号）について

日程第 4 議案第43号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	黒 岩 智 未 君	2 番	土 屋 哲 夫 君
3 番	伊 東 正 吾 君	4 番	下 谷 彰 一 君
5 番	黒 岩 敏 行 君	6 番	石 野 時 久 君
7 番	佐 藤 鈴 江 君	8 番	土 屋 幸 雄 君
9 番	松 本 幸 君	10 番	伊 藤 洋 子 君
11 番	大久保 守 君	12 番	大 野 克 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	黒 岩 彰 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	佐 藤 幸 光 君
会計管理者兼 税務会計課長	宮 崎 由美子 君	未来創造課長	熊 川 明 弘 君
交流推進課長	小 林 千 速 君	住 民 課 長	望 月 浩 二 君
健康福祉課長	黒 岩 孝 義 君	建 設 課 長	黒 岩 建五郎 君
農林振興課長	横 沢 貴 博 君	上下水道課長	黒 岩 治 信 君

観光商工課長

竹 渕 幹 雄 君

教育委員会
教務局長

滝 沢 勇 司 君

事務局職員出席者

議会事務局長

目 黒 康 子

書

記

横 沢 右 京

開会 午前 10 時 01 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和6年第4回婦恋村議会臨時会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、会議録署名議員に、9番、松本幸議員、10番、伊藤洋子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間に決定いたしました。

◎議案第４２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第３、議案第42号 令和６年度孺恋村一般会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第42号 令和６年度孺恋村一般会計補正予算（第２号）について説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ5,510万円を追加させていただき、歳入歳出の総額を86億7,497万1,000円とするものでございます。

今回の補正は、物価高騰対策として国が進めております定額減税を補完する給付金支給事業において、5,510万円を増額するものでございます。この財源につきましては、全額国が負担することになっております。

以上、大変雑駁ではございますが、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 議案第42号 令和６年度孺恋村一般会計補正予算（第２号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,510万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億7,497万1,000円とするものでございます。

一番最後の６ページをご覧いただきたいと思います。

歳出ですが、３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費です。説明欄ですが、定額減税給付金支給事業5,510万円です。内訳ですが、口座振込手数料10万円、定額減税給付金5,500万円であります。

この財源ですけれども、１ページ戻っていただきまして、５ページをご覧いただきたいと思います。

歳入ですが、15款国庫支出金、２項国庫補助金、５目総務費国庫補助金です。説明欄です

が、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,510万円ということで、全額国庫負担というような内容になっております。

以上、予算の詳細説明とさせていただきます。

なお、事業の内容につきましては、住民課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） それでは、議案第42号 一般会計補正予算（第2号）の給付金に係る歳出の部分の説明をさせていただきます。

既に実施されています国による新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として、給付手続が始まっているところであります。本補正予算は、定額減税を補足する給付金の支給事業に係るものであります。

事業の内容としましては、所得税額から3万円、住民税の所得割額から1万円の定額減税を行うわけでありましたが、3万円、1万円、合計4万円の定額減税がし切れない人に対する調整給付を行うための事業となります。

まず、住民税につきましては、令和6年度の住民税所得割額から減税をされます。所得割額が1万円未満の場合に、給付金の支給対象となります。

次に、所得税ですが、所得税は令和6年分の所得税からの減税となるわけでありましたが、令和6年分については、来年の2月から3月にかけての確定申告を待たなければ、本来、所得税額が分からないものであります。そこで、今回は、令和5年の所得情報を基に、デジタル庁が提供するシステムを介して、令和6年分の所得税額を推計して、給付額と対象者を算出することになります。

住民税、所得税、どちらも減税し切れない額を1万円単位に切り上げて支給するものとなります。また、扶養親族についても同額の減税を行うこととなっており、例えば子供2人を扶養に入れている場合は、本人を含めて3人掛ける4万円で、最高12万円の減税可能額ということになります。

今回の補正では、当初、18節の負担金補助及び交付金では、当初の段階では対象者数や給付金額が算定できる状況になかったため、1,500万円としておりましたが、今回、デジタル庁提供のシステムと本村のシステムが整い、対象者等抽出の結果、補正増とさせていただく

ものであります。

対象者数につきましては、1,709人が対象でありまして、総額では6,500万円ほどであるんですが、修正申告等、税額が変更になることも考慮いたしまして、総額で7,000万円ということで、5,500万円の増額ということにさせていただきました。

対象者の状況を少し説明させていただきますと、最低給付額は1万円です。1万円の対象者数が334人、2万円が318人、3万円が350人、4万円が277人、最高給付額は24万円となっております。控除の不足額で見ますと、不足額の最低額は50円です。50円であっても、切上げで1万円給付という形になります。切上げの端数の合計ですが、776万円ほどが切上げで影響を受ける額になっています。

今回の調整給付の申請受付を、8月の第2週頃からを今予定をしております、申請期限につきましては、今年の10月31日木曜日までということとしております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 2点質問させていただきます。

今の住民課長の説明で、デジタル庁が仮の令和5年度の所得状況というのでやると言っている、この1年間、来年、令和6年度の申請でかなりの変更があったときの変更状況も、デジタル庁がやってくれるようになるのかということと、それともう一点が、申請が8月の第2週からという、私なんかもちっと十分理解しているかどうかなんですけれども、例えば高齢の方とか、分からない方とか、そういう方には、村として何かフォローがあるのかどうか。締切りが10月31日ということなので、その辺がちょっと心配なんですけれども、お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） ただいまの伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

デジタル庁が提供するシステムを介してというのは、令和5年分の所得税の情報を基に令和6年分の所得税額を推計するということで、今準備をしているところであります。

2月から3月にかけて確定申告が始まって、そこで本来の6年分の所得税額が決まるわけでありまして、今回推計した所得税額、それを基に給付して、そこで差が出た場合、

給付し過ぎた場合については、返還は求めないということになっています。そこで差が出た場合については、第2弾として、まだこれからになるかと思えますけれども、不足額の給付ということで、国のほうが準備を進めているという情報が入っています。

それと、2つ目の質問ですが、今回の調整給付については、村の準備もそうですけれども、やっと整いつつあって、来月に通知が発送できる算段となっています。

詳細については、また広報、広報がちょっと間に合わない場合にはホームページで、詳細についてお知らせをしてという形になりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今の説明で、広報に間に合わない場合はホームページという、そういうホームページを見ないような方のほうが分かりにくいと思うんですけれども、必ず村からは通知が届くということで受け止めていいんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

1,709名全員に通知が送付されることになっていますので、その通知を受けて申請をいただくという形になります。

申請がない場合については、給付金は辞退したというふうにみなされますので、10月31日が期限となっておりますので、近くになりましたらまた、もうそろそろ期限ですよというようなこともお知らせをしていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 通知が高齢者のところへ一人一人いくということございますけれども、高齢者が自分で申請できない場合は、誰か代理人でも申請ができるのかどうか、その辺の確認をしたいと思うんですけれども。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） ただいまの土屋議員の質問にお答えさせていただきます。

代理申請につきましては、親族等が行えることとなっておりますので、高齢の方で難しいというようなことがありましたら、役場に、住民課に問合せをいただいても構いませんし、

ご家族の方で申請を補助していただけると、大変ありがたいかなと考えております。

また、申請書については、そんなに難しい記載内容はありませんので、簡単に申請ができるような書式となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 通知の中に、そういう代理ができますということも詳しく書いてもらって、そうしたら申請漏れとか、そういうのが簡単にできるということが分かれば、申請すると思うんですけども、その辺の配慮も、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤鈴江君） 答弁はよろしいですか。

ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 議案第43号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大久保守さんの退場を求めます。

〔11番 大久保 守君退場〕

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第43号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 議案第43号 工事請負契約の締結について、詳細説明させていただきます。

- 1、工事名、婦恋村運動公園陸上競技場改修工事。
- 2、施工箇所、婦恋村大字大笹地内。
- 3、履行期限、令和6年12月20日。
- 4、請負金額、金8,269万8,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、751万8,000円。
- 5、請負業者、群馬県吾妻郡婦恋村大字大笹293、大久保産業株式会社代表取締役、堀米睦弘。

裏面に入札の経過が参考資料として添付されておりますので、後ほどご確認ください。

工事概要につきましては、本トラックは平成15年5月末に完成し、今年で21年を経過しようとしております。全天候型の陸上トラックであるが、長年使用したことにより擦り減って、雨天時の使用は滑って危険な状態なので、陸上トラック幅跳び助走路の改修を実施するものです。既設のウレタン舗装を2ミリ削って、新たに3ミリのウレタン舗装を実施するという工事内容になります。トラックの舗装の色は赤ということで計画しております。

完成については、令和6年12月20日ということで計画しております。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 前回の全員協議会等で、私はこのタータン舗装には賛成をしておりますけれども、一つ当局の姿勢を確認しておきたいと思います。

今、課長の説明にあったように、この運動公園は、21年たっているということで説明がありました。本来なら、たしか前回の説明では、10年以上たったら変えなくてはならないというような理想のことが話されましたけれども、今回こうやって新たにやるということでは、当局としては、今後は理想の耐用年数とかを考えて、きちんとやろうとしているかどうか、その点を1点確認させてください。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 伊藤洋子議員のご質問にお答えします。

耐用年数10年から15年というので、短いわけなんですけれども、現状を見ながら、なるべく長く使えれば使っていく中で、また摩耗等、擦り減って危険な状態が発生するようであれば、その時期を見計らって改修をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、先ほども述べましたけれども、この案には賛成します。

ただ、今の課長さんの答弁では心細いんですけれども、今回これをやることになったのは、何か国の交付金だか補助金があるからというので、急遽当初予算にはないものを入れるので、その辺では、やっぱり当局の姿勢、学校を建てても、何か新たな施設を造っても、やはりその耐用年数とか、途中のメンテが必要な工事とか、いろいろあると思うんです。それは一番先に予算として考えていくという、その姿勢が今後なければ、新たな施設を造っても、また補助金があるまで我慢しろとか、危険なほうの後置きされるというようなことがないほうがいいと思いますので、その辺はもうちょっと強い姿勢で、今後当局には臨んでいただくことを要望しておきます。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

大久保守さんの入場をお願いします。

〔11番 大久保 守君入場〕

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

よって、令和6年第4回婦恋村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 月 日

議 長 佐藤 鈴江

署 名 議 員 松本 幸

署 名 議 員 伊藤 洋子